

議案第 1 1 7 号

たからだの里「パークゴルフ場」条例の一部改正について

たからだの里「パークゴルフ場」条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

たからだの里「パークゴルフ場」条例の一部を改正する条例

たからだの里「パークゴルフ場」条例（平成 18 年三豊市条例第 180 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（利用料金）

第 7 条 パークゴルフ場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、別表に定める額に消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 0 条から第 1 2 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 9 条第 1 項第 2 号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第 1 0 条とする。

第 8 条を第 9 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（利用料金の減免）

第 8 条 指定管理者は、公益上特に必要と認めるときは、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 7 条関係）

（単位：円）

区分	金額（1 人 1 回につき）
一般	3 0 0
7 0 歳以上又は身体障害者	2 0 0
子供（1 2 歳以上 1 5 歳未満）	2 0 0
子供（1 2 歳未満）	無料

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。